

6 東彼教告示第20号

東彼杵町ICT教育推進アドバイザー設置要綱をここに公布する。

令和6年9月5日

東彼杵町教育委員会
教育長 粒崎 秀人

東彼杵町 I C T 教育推進アドバイザー設置要綱

(目的)

第1条 東彼杵町教育委員会における教育D Xの推進に資するため、専門的知見から助言や情報共有を得ることを目的として、東彼杵町ICT教育推進アドバイザー（以下、I C T教育推進アドバイザーという。）を設置する。

(委嘱)

第2条 I C T教育推進アドバイザーは、I C T教育に関する先進的な情報や専門的知見を有する者の中から、教育長が委嘱する。この場合において、教育長は、委嘱に際して必要な条件を付すことができる。

2 I C T教育推進アドバイザーは、東彼杵町職員としての身分は有さない。

3 I C T教育推進アドバイザーの委嘱期間は、委嘱の都度定める。ただし、教育長が必要と認めるときは、再委嘱を妨げず、その回数に制限は設けない。

(責務等)

第3条 I C T教育推進アドバイザーは、自身の知見や経験を踏まえた幅広い助言、提言、情報提供等を行い、第1条の目的の達成に寄与するよう努めなければならない。

2 I C T教育推進アドバイザーは、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱が解かれた後も同様とする。

(謝金及び旅費)

第4条 I C T教育推進アドバイザーに対する謝金及び旅費については支給しない。

(委嘱の取消)

第5条 教育長は、I C T教育推進アドバイザーが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、委嘱を取り消すことができる。

(1) この要綱に定める事項に違反した場合

(2) I C T教育推進アドバイザーに適しない非行があった場合

(3) 心身の故障のため、業務の遂行に支障を来す場合

(4) その他教育長が委嘱の取消が適当と認めた場合

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附則

この要綱は、公布日から施行する。